

(目的)

徳島大学は、「自主と自律の精神に基づき、真理の探究と知の創造に努め、卓越した学術及び文化を継承し向上させ、世界に開かれた大学として、豊かで健全な未来社会の実現に貢献する」ことを理念として掲げている。

研究では、知の融合反応を引き起こす「イノベーションを創出するプラットフォーム」へ、科学的知識や研究データ、研究成果の蓄積と利活用システムが重要となる。

本ポリシーは、これらの理念・目標のもと、徳島大学における研究データの管理・保存・公開・利活用の基本方針を定める。

(解説)

徳島大学研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）は本学の理念と目標のもとに行われる研究活動の過程で得た研究データを適切に管理し、研究の意義と役割に応じ公開・利活用する取組の基本的方針を策定したものである。

近年、知識をオープンにし、研究の加速化や新たな知識の創造などを促すオープンサイエンスの動向や FAIR 原則に準拠した研究データを作成する国際機運が高まる中で、研究データの公開・共有の重要性が増している。一方、本学で行われる研究が多様であることを踏まえ、研究データの管理・保存・公開・利活用に関して、それぞれの研究分野における法的小よび倫理的要件に従うことを認め、それらを最大限尊重した上で、本ポリシーは基本的な方針を示すにとどめることとし、実効性を高めるために必要な取組は部局等で実施することとする。

※FAIR 原則 「Findable (見つけられる)、Accessible (アクセスできる)、Interoperable (相互運用できる)、Reusable (再利用できる) の略で、データ公開の適切な実施方法を示す原則」 <https://biosciencedbc.jp/about-us/report/fair-data-principle/>

(研究データ)

- 1 本ポリシーが対象とする研究データは、徳島大学における研究と教育等に関する活動を通じて収集又は生成されたデータをいう。

(解説)

本ポリシーが対象とする研究データは、徳島大学の研究活動を通じて収集または生成され、論文や報告等、研究成果の発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像等）、試料（実験試料、標本）や装置などをいい、デジタル・非デジタルを問わない。

具体的には、以下のような情報が含まれる。

- ・研究素材として収集又は生成・観測された一次データ

- ・一次データ等を加工あるいは情報追加して生成されたデータや、一次データ等を分析してできたデータ等
- ・上記データの収集や生成の段階で作成された記録（実験ノート、フィールドノート、質問票等）
- ・研究成果（論文や講演資料等）に記載された情報の根拠データ
- ・研究に用いられた有体物等（試料、標本等）

なお、教育及び医療等に関するデータであっても、研究を目的として収集または生成されたデータは、研究データとして本ポリシーの対象とする。

特に、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日、統合イノベーション戦略推進会議）は、公的資金による研究開発の過程で生み出され、デジタル形態で管理可能な研究データのうち、大学や資金配分機関の基準等に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるものを「管理対象データ」とした。管理対象データは、データを説明するための情報である「メタデータ」を付与して管理することとしている。

さらに、管理対象データは次のとおり公開・共有の可否を定め、利活用を図るものとしている。

- ・公開データ：一般に任意の者に利活用可能な状態で供する研究データをいう。
- ・共有データ：アクセス権を付与された限定された者に利活用可能な状態で供する研究データをいう。
- ・非共有・非公開データ：公開も共有もしない研究データをいう。

（研究データの管理等）

2 研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した者が、法令及び徳島大学の規則その他これに準ずるものの範囲内並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内（以下「規則等の範囲内」という。）において、決定することができる。

（解説）

研究データを収集または生成した者は、原則として、それをどのように管理し、公開し、利活用させるかについて決定することができ、これらを徳島大学が一方的に定めることはない。ただし、その決定は、法令及び徳島大学の規則上許される範囲にとどまるべきことはもとより、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（例えば、データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合）には、それらを害してはならないという制約を受ける。

「研究データの管理」とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践するこ

とをさす。

研究データの管理は、「徳島大学における研究資料等の保存に関するガイドライン」（平成 27 年 11 月 17 日施行）が定める実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等について、適切に保有する必要がある。

徳島大学は、「知」の源泉として、その研究成果を知的財産として保護し、技術に育てるとともに、研究の成果を積極的に社会に還元することを謳っている。本学の知的財産を適切に保護するため、関連する規則等に即して研究データを適切に管理する必要がある。

「研究データの公開」とは、研究成果の基となる研究データを他の者が利用できる状態にすること、「研究データの利活用」とは、公開した研究データから、より多くの研究成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることをさす。

なお、上記について、単に多くの研究データを公開することを意味するものではない。研究データの利活用の促進や研究のさらなる発展のために、研究データの公開に先んじて、まずは公開すべきデータと保護すべきデータとを適切に区別しなければならない。特に、産学連携活動等の場面においては、本学の知的財産を適切に保護することが重要となるのであり、この区別を慎重に行わなければならない。

(研究者)

3 本ポリシーにおいて、研究者とは、徳島大学の教職員、学生、本学が受け入れた受入研究員など、徳島大学における研究に携わる全ての者をいう。

(解説)

本ポリシーにおいて、「研究者」は広範に捉えられており、本学と雇用関係にある教員・職員・研究員に限らず、学部および大学院で研究指導を受ける学生・研究生、雇用関係はないが本学が受入・招聘する研究員、その他本学における研究に携わる者を含むものとする。

特に次の者は、教員の関与のもと、本ポリシーで定める研究者の役割を果たすこととする。

- ・学生・研究生については、研究指導教員の指導に基づいて研究データの管理を行う。特に、データを公開しようとする場合は、指導教員の確認を必要とする。
- ・学生がリサーチアシスタント等として研究指導教員以外の教員のもとで研究に携わる場合は、当該研究に関するデータの管理については、同教員の指導に基づいて行う。
- ・各種制度に基づいて受入れた（雇用関係のない）研究員、招聘研究者については、システムの利用可否など研究環境が様でないため、受入教員と相談の上、それぞれの研究環境に応じて同教員の支援を受けながら研究データの管理を行う。

(研究者の役割)

4 研究者は、規則等の範囲内において、研究データについてそれぞれの研究分野の特質を踏まえ、適切に管理し、可能な限り公開する。

(解説)

研究者は、規則等の範囲内で、次のように研究データの管理および公開を行うこととする。公開する研究データには、正確性・完全性・追跡可能性等を担保することが求められる。信頼性のない研究データを利用した論文は撤回を余儀なくされることにもなるため、研究者は研究データの公開に当たり、当該研究データの信頼性を確保するよう努めなければならない。

- ・データ管理計画（DMP：Data Management Plan）を作成する。
- ・収集または生成した研究データについて、保存の必要性を判断する。
- ・「管理対象データ」の範囲を定める。※別紙参照
- ・「管理対象データ」に係る「メタデータ」を作成する。
- ・「管理対象データ」を「公開データ」「共有データ」「非共有・非公開データ」に区分する。
- ・「公開データ」を公開する。

なお、管理対象データの「公開」「共有」「非共有・非公開」を判断する際に留意すべき事項として、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議）に次の記載がある。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sankol.pdf>

- ・研究分野等の特性や、大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等のデータを管理する組織の特性に配慮して、「公開」、「共有」、又は「非共有・非公開」の判断が行われる必要がある
- ・我が国の産業競争力や科学技術・学術上の優位性を確保するために重要な情報を含む可能性がある。このため、個人情報、企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から留意すべき研究データは非公開とすることが求められる
- ・産業競争力や科学技術・学術的な優位性を確保するためには、公開による利活用の促進とのバランスを考慮しつつ、適切なエンバゴ（時限付き非公開）期間を設定することも想定される
- ・関係諸法令に従うとともに、データの取り扱いに関する各国の国内法及びEU規則並びにデータ管理の原則であるFAIR原則等の国際的な規則や慣行等との整合性に十分留意する必要がある

(大学の役割)

5 徳島大学は、研究データの管理並びに公開及び利活用を支援する環境を研究者に提供するものとする。

(解説)

研究者が適切な研究データ管理および公開を実現できるよう、具体的には、以下のよう
な支援を行うものとする。

- (a) 適切に研究データ管理を行えるデジタルプラットフォームを提供する。
- (b) 研究データを公開することのできる機関リポジトリ等の公開プラットフォーム
を提供する。
- (c) 研究データ管理・公開に関する周知、法務または契約関連等を含む各種アドバイ
ス、教育研修等、研究者に必要な支援を提供する。
- (d) 本ポリシーを教職員等に正しく実施させるための活動を実施・支援する。
- (e) 部局等において、本ポリシーの主旨を尊重した上で、研究データ管理・公開に関
して独自の実施方針や規則等を策定することを支援する。

研究データは個人情報、企業の秘密情報等の機微な情報を含む場合があるため、研究
データを即時公開することが適切でない場合もあり得ることから、規則等の範囲内にお
いて手続きを経て共有、利活用される体制の整備を行う。

(その他)

6 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

(解説)

データの管理・公開・利活用のあり方は、社会・経済システムや学術状況の変化によ
り大きな影響を受けるものであり、また近時、関係法令の改正等も頻繁に行われてい
ることから、本ポリシーについては、適時に見直しを図ることが必要であることを明示し
た。

研究データの管理・公開・利活用のあり方は、G 7等の我が国と価値観を共有する
国・地域・国際機関等が公的資金による研究成果の公平な普及による、オープンサイ
エンスの推進への取組として行っているものであり、次の文書に方針等が記載されて
いる。

- ・ 第6期科学技術・イノベーション基本計画（2021年3月24日閣議決定）
- ・ 統合イノベーション戦略2023（2023年6月9日閣議決定）

- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方（2021年4月27日統合イノベーション戦略推進会議）
- 研究DXの推進 - 特にオープンサイエンス、データ利活用推進の観点から - に関する審議について（2022年12月23日日本学術会議回答）

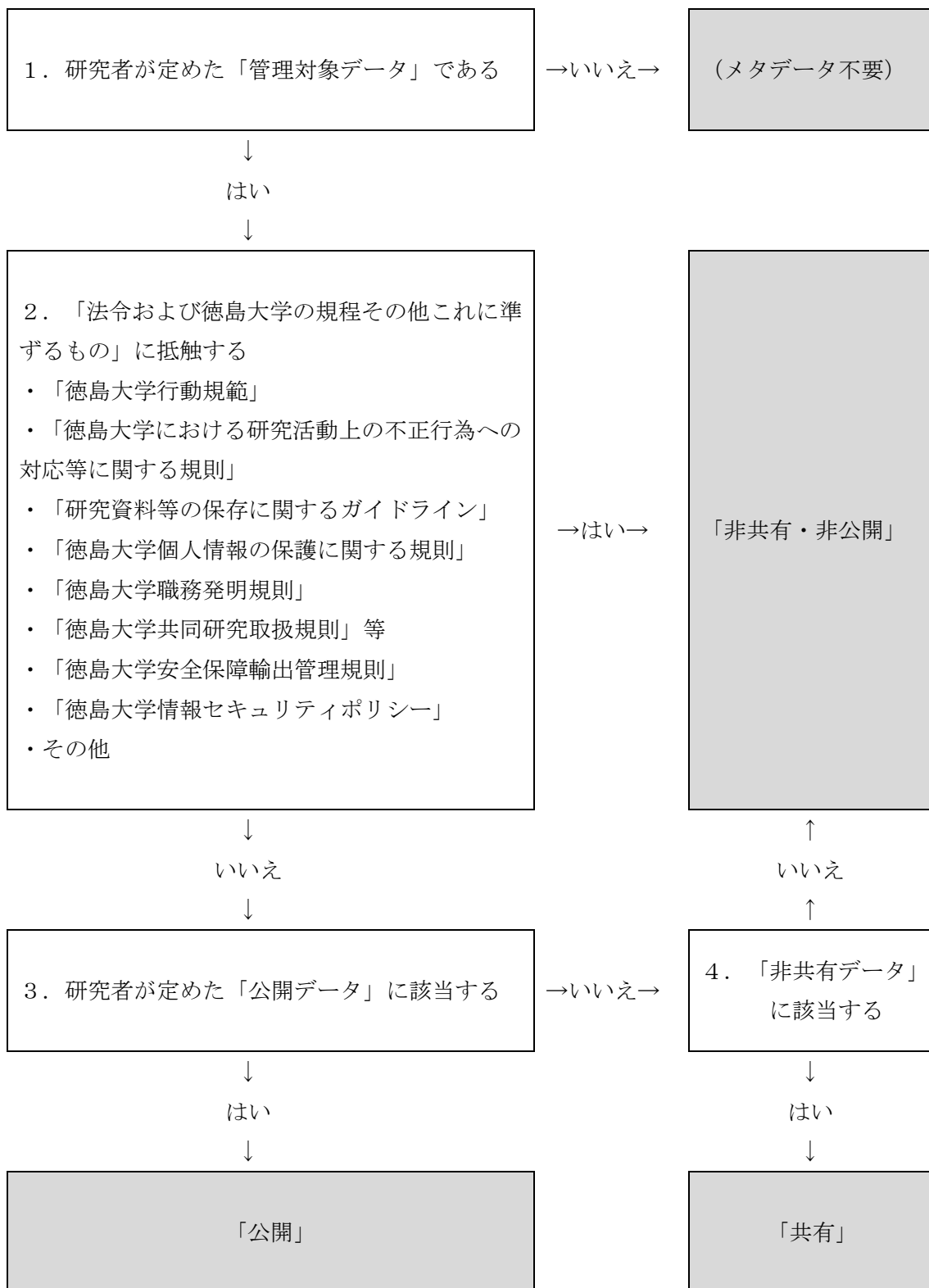
(別紙)

「管理対象データ」に付与するメタデータは、次のとおりとする。

<p>メタデータ</p> <p>(データを説明するための情報)</p>	<p>メタデータの共通項目</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資金配分機関情報 2. e-Rad の課題番号 3. プロジェクト名 4. データ No. 5. データの名称 6. 掲載日・掲載更新日 7. データの説明 8. データの分野 9. データ種別 10. 概略データ量 11. 管理対象データの利活用・提供方針 12. アクセス権 13. 公開予定日 14. リポジトリ情報 15. リポジトリ URL・DOI リンク 16. データ作成者 17. データ作成者のe-Rad 研究者番号 18. データ管理機関 19. データ管理者 20. データ管理者のe-Rad 研究者番号 21. データ管理者の連絡先 22. 備考
	<p>資金配分機関が求める項目</p>	
	<p>研究開発を行う機関が求める項目</p>	

- ・ 公的資金によって適宜、メタデータを管理対象データに付与
- ・ 「ムーンショット型研究開発制度におけるメタデータ説明書（第3版）（2023年3月31日 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局）及び「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目（令和2021年4月27日時点）より作成

(参考) 研究データの「公開」「共有」「非共有・非公開」に係るフロー図



(参考) 研究データ管理・公開に係る役割

			大学執行部	研究支援・産官学連携セン	附属図書館	情報センター	研究者	摘要	
1	方針等	研究データポリシーの策定	○						
2	情報基 盤整備	認証、情報セキュリティー、ス トレージ				○			
3		機関リポジトリ			○				
4	支 援 体 制	研究データ管理に係る情報共 有、「解説」の更新		○	○	○		随時	
5		研究データ管理に係る研修			○	○		学認 RDM 等の 活用	
6		変更事項等の周知		○				助成機関の情報 収集等	
7	研 究 デ ー タ の 管 理 ・ 公 開	データマネジメントプラン (DMP) 作成					○		
8		研究過程における研究データ管 理					○		
9		「管理対象データ」の範囲を定 め、メタデータを作成し、公開 可否を区分する						○	「公開」「非公 開」「非共有・ 非公開」
10		研究データ（公開データ）の登 録申請						○	研究者から図 書館に依頼
11		デジタル形態の研究データ公開				○			